西東京市文化財指定調書(案)

- 1 名 称 天神社拝殿
- 2 種 別 有形文化財(建造物)
- 3 所 在 地 西東京市北町六丁目7番19号
- 4 員 数 1棟
- 5 大きさ及び 正面3間、側面3間、入母屋造、銅板葺、平入り、正面に千鳥 構造形式 破風、正面向拝に唐破風、身舎正面入側1間吹き放ち、鏝絵装 飾あり
- 6 建築年代 天保5 (1834) 年(向拝礎石刻銘より)
- 7 所有者 宗教法人天神社

8 沿 革

天神社の前身である下保谷村の総鎮守社は、「武蔵国郡村誌(明治8年)」の記述から、天正期(1573年~1592年)に創建されたと推定される。創建当時から明治元(1868)年まで、日蓮宗の法華神道に基づく三十番神を祀っており、天保2(1831)年の下保谷絵図には「三十番神」と書かれている。

明治元(1868)年の神仏分離令および法華三十番神禁止令により鎮守三十番神は 廃止となり、三十番神のうちの一柱である北野天神(菅原道真)を祭神として迎え、 この時に「天神社」と改称した。神体の菅原道真石像は、西東京市文化財に指定 (「指定番号42 菅原道真石像」)している。

なお、上記の神仏分離令等により多くの番神神像が失われることとなったが、天神社の三十番神神像は、日蓮宗の別当時であった福泉寺(現西東京市下保谷三丁目)に密かに移され、現在も本堂に安置されている。この番神神像は、番台守護神を形象化した造形として貴重な文化財であり、西東京市文化財に指定(「指定番号30 木彫彩色三十番神神像」)している。

9 特 徴

建築年代については、棟札や文書資料などから確認することはできないものの、 建築様式からは江戸後期のものと考えられ、向拝柱の礎石に「天保五午四月日」、 「願主高橋佐五右エ門」という刻銘があることから、天保5 (1834) 年の建築とする ことができる。

拝殿の規模や形式などについては、この地域で一般的なものであるが、他と違う 特徴が2点認められる。

1点目は、身舎正面1間分が吹き放ちとなっていることである。

痕跡からは、当初、正面側にも建具が収まる予定であったが、建てる段階で、吹き放ちに変更したと考えられる。

2点目は、側回り内法上と、吹き放ちの前殿と奥2間分の後殿の境の正面入側1間の内法上、ここの小壁に鏝絵(漆喰彫刻)が施されていることである。

入側1間の中央間には見事な意匠の龍が描かれ、それ以外は波を描き、いずれも 水に関連した意匠で一貫している。

建築後の修理・改修については、記録や、改造の痕跡から数個所を見ることができる。屋根に関しては、現在は銅板平葺の屋根であるが、昭和初期の古写真(高橋孝氏所蔵)では茅葺屋根であったことが確認できる。江戸時代の武蔵野の建築では茅葺屋根が一般的であったことから、建築当初から屋根は茅葺であったことが考えられる。

今日、東京近郊ではかつてのような鎮守社と氏子といった関係が希薄化しつつあるが、本神社は氏子たちによって守られ、その境内は鎮守の森として良好な歴史的環境が維持されている。その境内において、拝殿は建築年代が明確で、木工事、左官工事などに幕末期の建築意匠を色濃く反映した遺構で、貴重な文化財である。

10 指定理由

天神社は、かつては三十番神を祀り「番神様」と呼ばれ、古くから地域の人々の心の支えとして、崇められていた。明治政府の宗教政策により三十番神信仰が禁じられたのちも、下保谷村の鎮守として今日に至っている。

拝殿は、向拝柱の礎石の刻名から天保5 (1834) 年の建築と推定され、市内に現存する木造建造物としても有数の古さであり、屋根や覆殿との接続部分に改修が見られるものの、建築当初の姿を現在に伝えている。

また、拝殿の四方上部の小壁に施された波や龍の鏝絵は、市内では他に例を見ないものであり、幕末期の建築意匠を色濃く反映した貴重なものである。

以上の点から、天神社拝殿は、市の歴史上重要なものであり、意匠的に優れていることから、西東京市文化財(建造物)に相当するものである。

11 指定基準

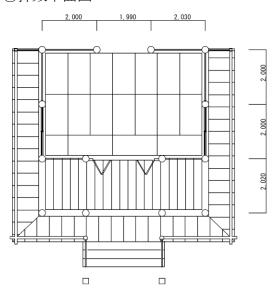
西東京市文化財指定基準の「1. 西東京市指定有形文化財 (1)建造物 ウ. 意匠 的技術的に優秀なもの」

12 参考文献

鈴木賢次2011年「西東京市の神社建築-本殿と拝殿-」 『日本女子大学紀要 家政学部』第58号

【参考資料】対象物件現況写真

①拝殿平面図



②拝殿正面



③拝殿向拝虹梁



④拝殿向拝唐破風



⑤正面鏝絵(龍)



⑥西側鏝絵(波)

